# NEWS RELEASE

No. 17-07 2017年8月21日

## (公財)損害保険事業総合研究所

## 8月25日発刊「損害保険研究」第79巻第2号のご案内

損保総研では、機関誌「損害保険研究」第79巻2号を8月25日に発刊します(発刊は5月、8月、11月および2月の年4回です)。

本誌は、研究者と実務家による損害保険ならびにその関連分野に関する研究・調査の発表を通じて、研究者・実務家双方にとり有益かつタイムリーな情報を提供することにより、損害保険に係わる学術振興ならびに損害保険事業の発展に寄与することを目指しています。

### ★79 巻 2 号の概要

今号には、保険実務上の法的根拠をめぐる論稿3編と、事業リスク軽減に向けた論稿1編ならびに自動車損害賠償実務に関わる研究・論文を丁寧に整理した論稿1編を掲載します。

また、全国学生保険学ゼミナール(RIS)の優秀論文は、学生の視点からの分析・提言として 参考になるものと考え、今号では 2016 年度全国大会の優秀論文 2 編を寄稿として掲載しま す。

今号も研究者、実務家双方にとり極めて有益と考えますので、是非ご購読くださいますようお願い申し上げます。

#### 【研究論文】

#### 1. 直接請求権のない賠償責任保険の示談代行と弁護士法 72 条

京都産業大学法学部 教授 吉澤 卓哉 氏

\* 事業者向け賠償責任保険に関し、直接請求権のない示談代行商品の購入や提供を希望する保険契約者や保険者が存在する可能性がある。本稿は、直接請求権のない示談代行商品の意義を確認したうえで、本人性の具備、正当業務行為等について検討を行い、保険者が実施する示談代行は弁護士法 72 条には抵触しないという結論を導き出している。

#### 2. 請求権代位の根拠とその適用基準 ―アメリカ法を参考にして―

京都女子大学法学部 准教授 桜沢 隆哉 氏

- \* 請求権代位(保険代位)の根拠とその適用基準に関し、アメリカにおける判例・学説の議論を中心に考察を展開。保険代位という制度が正当な根拠を有するか否か、解決の方向性を論じている。
- 3. 天候デリバティブを利用した積雪リスクマネジメント
  - 新潟県南魚沼市及び魚沼市のスキー場における実現可能性の検証ー

国際大学大学院国際経営学研究科 准教授 伊藤 晴祥 氏

\* 天候リスクマネジメントにおいて天候デリバティブがあまり利用されていない現状

に問題意識を持ち、この状況を打開する一助となることを目的として研究を開始。雪 デリバティブを利用したリスクマネジメント手法が、スキー場の企業価値へ与える影響について分析するとともに、天候デリバティブの意義について考察を展開している。

#### 4. D&O 保険に内在する理論的問題とその解決策(1)

## ―「エージェンシー問題への対処」という観点から―

神戸大学法学研究科博士課程後期課程 木村 健登 氏

\* 会社役員賠償責任保険の基本構造と問題点の所在を明らかにした上で、主として米国およびカナダにおける議論を参照しながら、解決の方向性について考察を展開。今号(前半)では、会社役員賠償責任保険の購入とその正当化について、Side A coverageと Entity-level coverage (の一部) について掲載する。

#### 【研究ノート】

5. 脳損傷後の高次脳機能障害の評価における神経心理学的検査の現状

一般社団法人 J A 共済総合研究所 主任研究員 新開 由香理 氏

\* 就労と自動車運転は社会適応という性質面で強い関連性が認められる。では、両者においてはどのような神経心理学的検査を用いた調査研究があるのか、また、検査の成績はどのように捉えるべきであるのか。文献学的な調査と専門諸家の知見を整理し、自動車損害賠償実務に資する調査を行った。

## 【寄稿(RIS 2016年度全国大会優秀論文)】

6. 「災害時の官民ネットワーク」

関西大学 石田成則ゼミナール (石垣望美 伊藤諒祐 岩崎葵 上司結音 齊藤克弥 長町さくら 森下大地)

\* 熊本地震に関し、発生当時の状況を現地でインタビューするとともに、災害への効果的な取組事例を紹介しながら、災害への対応力を向上させる新しいシステムについて提言を行っている。

#### 7. 「企業の買収防衛策廃止要因の分析と市場の評価」

上智大学 竹内明香ゼミナール (浦川弘亨 林祖耿 劉河鲁川 呉中洲)

\* 近年わが国では、買収に対する防衛策を廃止する企業が増加している。この理由および企業に対する市場の評価を分析し得た結論を示すとともに、機関投資家である保険会社への提言を行っている。

#### 【判例報告および研究所事業紹介】

「損害保険判例研究会」判例報告

「代理店の金銭搾取行為と保険業法 283 条に基づく損害保険会社の損害賠償責任」 新潟大学法学部教授 梅津 昭彦 氏 「自賠法施行令2 条2 項にいう『同一部位について後遺障害の程度を加重した場合』 の意義」

香川大学法学部教授・弁護士 肥塚 肇雄 氏

「2017年度損害保険研究費助成 募集開始のお知らせ」

「2016年度下期 調査・研究報告書」・「損保総研レポート第 119 号」概要

## 本件に関するお問い合わせ先

公益財団法人 損害保険事業総合研究所編集室 三木博生 TEL 03-3255-5513

## 『損害保険研究』 お申込み先

 $http:/\!/www.sonposoken.or.jp/portal/publications/magazine.html$